



# 認定こども園・保育所 利用者負担額の算定方法が変わります

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴って、認定こども園・保育所等の利用者負担額（保育料）の仕組みが変わります。  
■問合せ 児童福祉課（市役所内線570）

西脇市では、平成26年8月に「西脇市就学前教育・保育の推進に関する基本方針」を策定しました。今後は法人・民営化による施設を中心に認定こども園化を推進し、3歳～5歳を対象とした教育を実施するなど、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の質の向上、量の拡充を進めていきます。

**保育料はどうやって決まるの**  
これまでの保育所保育料は、源泉徴収票などの資料で保育料を仮決定し、市民税決定後に4月分から6月分までの保育料を精算してまいりました。

## ◆利用者負担額（保育料）の算定方法◆

これまででは…

- ① 4月～6月
- ② 7月～3月

- ① 源泉徴収票などの資料により保育料を仮決定
- ② 市民税の決定後に保育料を本算定（4月分から6月分までの保育料を精算）

新制度では…

- ① 4月～8月
- ② 9月～3月

- ① 前年度の市民税額に基づく利用者負担額
- ② 当年度の市民税額に基づく利用者負担額

**1号認定（教育標準時間認定）の利用者負担額**  
認定こども園の幼稚園部や他市の私立幼稚園を利用する場合に適用される利用者負担額表を新たに設けます【表1】。具体的な利用者負担額は、市立幼稚園保育料の水準を基にして額を設定します。

**多子軽減制度**  
小学3年生までの兄、姉がいる場合、入園している子どもが兄、姉から数えて2番目なら利用者負担額が半額、3番目以降なら無料となります。

【表1】1号認定(教育標準時間認定)利用者負担額表イメージ

階層区分	認定こども園幼稚園部等利用者負担額(月額)		
	3歳児	4歳児	5歳児
市民税課税額に応じた階層区分(1～5階層)	階層区分に応じた利用者負担額(保育料)		

【表2】2・3号認定(保育認定)利用者負担額表イメージ

階層区分	認定こども園保育所部、保育所等利用者負担額(月額)							
	3歳未満児		3歳児		4歳児		5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
市民税課税額に応じた階層区分(1～10階層)	階層区分に応じた利用者負担額(保育料)							

- 2・3号認定（保育認定）の利用者負担額**  
認定こども園保育所部や保育所などを利用する場合に適用される利用者負担額表を新たに設けます【表2】。具体的な利用者負担額は現行の保育料の水準を基にして額を設定します。また、利用者負担額の算定は、次のような取り扱いとなります。
- ① 年齢区分
    - 3歳未満児（3号認定）と3・4・5歳児（2号認定）
  - ② 所得階層区分
    - 世帯の市民税を基に判定
  - ③ 保護者の就労状況等の区分
    - 保育標準時間
    - 1日最大11時間の中で必要となる保育時間
    - 保育短時間
    - 1日最大8時間の中で必要となる保育時間
  - ④ 多子軽減制度
    - 第2子が半額、第3子以降は無料
  - ⑤ 母子・父子世帯等の利用者
    - 2階層から4階層において軽減制度を設定

**【用語解説】**1号認定Ⅱ子どもが満3歳以上で教育を希望する▽2号認定Ⅱ子どもが満3歳以上で保育所等での保育を希望する▽3号認定Ⅱ子どもが満3歳未満で保育所等での保育を希望する

# 4月から市の組織が変わります

市では、4月1日付けで機構改革を行います。これまで5部22課室の組織であったものを7部22課とします。

社会経済情勢の変化への対応、市民ニーズに即した施策の総合的かつ機動的な展開、市民の皆さんに分かりやすく、より効果的な組織運営を実現するための組織体制を構築します。

- 【新へ設置する部署】
  - ・次世代創生課
    - 重要施策や人口急減・超高齢化という直面する大きな課題等に対して効果的・効率的に取り組むために設置します。
    - ・用地地籍課
      - 長期事業である地籍調査を

## 西脇市の新しい組織（H27.4～）

部	課
都市経営部	次世代創生課
	総合企画課
	財政課
	まちづくり課
総務部	秘書広報課
	総務課
	税務課
福祉部	社会福祉課
	長寿福祉課
	こども福祉課
くらし安心部	戸籍住民課
	保険医療課
	健康課
	環境課
	防災安全課
都市整備部	土木課
	用地地籍課
	都市住宅課
産業活力再生部	農林振興課
	商工観光課
上下水道部	管理課
	工務課

※そのほか教員委員会等は変更ありません。

- 効率的に行うために設置します。
- 【統合する部署】
  - ・総合企画課
    - 企画政策課と情報政策課を統合します。
  - ・財政課
    - 行政経営室と財政課を統合し、総務部から都市経営部へ移管します。
  - ・土木課
    - 建設総務課と地域整備課を統合します。
  - ・環境課
    - 生活環境課の環境衛生業務を行い、さまざまな課題や施策を効果的・効率的に推進するため設置します。
- ・防災安全課
  - 防災対策課と生活環境課の消費生活、交通対策、防犯対策など生活安全業務を統合し、危機管理体制の充実、強化を図るため設置します。
- 【分割する部署】
  - ・市民課を戸籍住民課と保険医療課の2課に分割します。
  - 【名称を変更する部署】
    - ・福祉総務課を社会福祉課に変更します。
    - ・児童福祉課をこども福祉課に変更します。
- \* \* \*
  - 各部署の業務等の詳細は、4月号でお伝えする予定です。
- 問合せ 総務課事務管理担当（市役所内線215）

# 防災・減災のためにできること

日本国内では、局地的集中豪雨や台風の襲来などの自然災害で、毎年大きな被害が発生しています。西脇市でもたびたび水害による被害を受けており、日ごろから防災・減災意識を持つことが大切です。そこで、さまざまな災害現場で活動されている陸上自衛隊の大谷進一郎三等陸佐をお招きし、「防災・減災のためにできること」と題して講演いただきました。



陸上自衛隊の大谷進一郎三等陸佐

## ■災害時に最も大切なのは「自助」

阪神淡路大震災時には多くの人が自力で脱出（自助）し、その後、住民が力を合わせて救助活動（共助）を行った結果、多くの命が助かりました。まずはしっかり自分の命を守りましょう。そのためには、日ごろから防災マップで避難場所を確認し、避難経路に危険な場所がないかを把握しておくことが大切です。

## ■3秒、3分、3時間、3日の対応が重要

地震発生から3秒は直ちに身を守る行動をとり、3分経つと少し落ち着くので周りの人を助けましょう。3時間をめどに助け合いながら避難し、公助が実施されるま

での3日間は自らの備蓄で自活しましょう。

## ■現場の経験から…教訓として

避難所では子どもたち、お年寄りや体の不自由な方への配慮を忘れず、現場のニーズをしっかりと把握しなければなりません。話をすることが被災者のストレス発散にもつながります。

## ■頑張りすぎない

自分の命は自分で守り、無事ならしっかりと助け合う。ただし、無理は禁物で、自身も被災者であることから悲しいときや疲れているときはしっかりと休みましょう。周りの人がつらい状況に気付いてあげることが大切です。